

令和3年松前町規則第1号

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年3月1日

松前町長 岡本 靖

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年松前町規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>別表（第3条関係）</p> <p>利用者負担額</p> <table border="1" data-bbox="179 842 1106 884"><tr><td>省略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 省略</p>	省略	<p>別表（第3条関係）</p> <p>利用者負担額</p> <table border="1" data-bbox="1173 842 2101 884"><tr><td>省略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合</u></p>	省略
省略			
省略			

を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則別表の規定は、令和3年9月以後の月分の教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者（同項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の利用者負担額について適用し、同月前の月分の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額については、なお従前の例による。